

2024年10月10日

各位

会社名 株式会社 S H I F T
代表者名 代表取締役社長 丹下 大
(コード番号：3697 プライム市場)
問合せ先 取締役兼 CFO 服部 太一
(TEL. 03-6809-1165)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社 SHIFT (本社：東京都港区、代表取締役社長：丹下 大、以下「SHIFT」) は、本日付の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

SHIFT では、2021年11月26日に開催した第16回定時株主総会にて、譲渡制限株式ユニット制度(以下、「本制度」)の導入を議案として付議し、株主の皆様にご承認いただきました。

本制度は、SHIFT の取締役(以下、「対象取締役」)に SHIFT の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的で導入しています。

2021年に本制度を導入して以来、計15,431ユニットを役員報酬の一環として対象取締役に付与してまいりました(2021年12月、2022年12月実績)。当初の目的のとおり、本制度が対象取締役のインセンティブおよび株主の皆様との価値共有を促進していると考え、SHIFT は本制度の継続をしたいと考えております。

一方、本制度の継続のために毎年新株を発行する場合、株式の希薄化が発生いたします。このため、新株発行による希薄化を避け、本制度の効果を最大化するために、このたび自己株式の取得を決議いたしました。

今後も、当社の財務状況、事業環境や株価水準、株式市場の動向を注視しながら、企業価値向上および株主の皆様への還元を最大化するため、M&A など戦略投資の機会や自己株式取得を含めた多様な施策を検討してまいります。

2. 取得に係る事項の内容

| | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 80,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.45%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,000,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2024年10月11日～2024年11月29日 |

なお、投資機会や市場環境等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(参考) 2024年8月31日時点の自己株式の保有状況

| | |
|------------------|-------------|
| 発行済株式総数(自己株式を除く) | 17,832,832株 |
| 自己株式数 | 546株 |

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>
株式会社 SHIFT IR室
メール：ir_info@shiftinc.jp